

14 学ぶべき教訓

1260 我々は、本巻の最終章に到達したが、ここではこれまで述べてきた事象から学ぶべき教訓について検討する。まず最初に、BSE 問題における特定の出来事について要約し、その後、この問題を通して常に存在していた5つのテーマ、すなわち、諮問委員会の活用、不確定要素の取り扱い、法の盲点、危機管理および変異型 CJD の犠牲者とその家族の経験、において学ぶべき教訓をまとめる。

1261 本 BSE 調査における側面によって、これは通常と異なった、完全には充分でない作業となっている。BSE 問題は、現在も進行中の問題である。我々はこの問題のかなりの部分について考えたが、それは、4 年半前までに起こった問題についてである。我々はこの非常に公的な調査を終え、本調査の進行中に BSE 問題における経験から既に多くの教訓が学ばれ、対処措置が取られたと考えている。現在の状況は、我々が詳しく検討してきた状況とは、大きく変化している。最も著しい変化は、食品安全庁の設置とスコットランド議会とウェールズ議会への地方分権である。また、人畜共通伝染病、家畜疾病調査、海綿状脳症 (TSE) 研究を含む領域を対象とする省庁をまたぐ組織が数多く設置されたことも報告されている。

1262 科学技術局は、政府による科学の活用、政府による専門家委員会の活用、政府のリスクへの取り組みについて疑問を提起した。その他のいくつかの機関もこれらの問題について検討を行っている。

1263 これら全ての成果が現在どの程度良好に機能しているかについて評価を行うことは、我々への付託事項の一部ではない。それを行うのは、政府、メディア、国民を含めたほかの人々である。ここでは我々は、1996 年 3 月 20 日までの BSE 問題における経験から学ぶことのできる教訓の範囲に厳密に限定することとする。もし、それらの教訓のうちの一部が既に学ばれたことであるとすれば、繰り返して述べても良いものであろう。

BSE 問題でのエピソード

BSE が発生したという事実からの教訓

解説

1264 BSE 流行の起源が分からないという事実によって、多くの疑問は答えが得られないままとなっている。そのため、特に、稀な遺伝子変異によって散発型の TSE が牛や

おそらくその他の動物に発生したという可能性がある。

教訓

- BSE は新たな、警戒すべき人畜共通伝染病である。それについては、まだ認識されていないことが多くある。その潜在的なリスクを合理的に可能な限り低くするために予防措置を講じる必要がある。
- TSE は、これまで認識されていなかった動物種において発生する可能性がある。
- 人間においてそうであるように、TSE が他の動物種において散発的に発生する可能性がある。
- 人間においてそうであるように、TSE が稀に家畜において発生するとすれば、それが看過される可能性がある。このことは、家畜が若いうちに、従って臨床的な症候が通常発現する前に、食用に屠殺される場合に特にあてはまる。

BSE の感染からの教訓

解説

1265 現在、我々は、自然のおよび実験的に BSE が他の動物種に伝達する力について多くのことを知っている。学ばれた教訓から、リスク管理のために貴重なデータが得られた。

教訓

- TSE は同種間と異種間で伝達する可能性がある。
- TSE は動物用飼料と人の食品を通して伝達する可能性がある。
- TSE に感染し潜伏期にある動物の組織は、その動物が疾病の臨床的な症候を発現するよりも前に感染性をもつ可能性がある。
- TSE の潜伏期にある動物の異なる組織における感染力のレベルまたは感染力価を分類することは可能である。潜伏期後期の脳や脊髄は最もリスクの高い組織である。
- TSE を経口感染するには、ごくわずかな量の感染物質で十分である可能性がある。
- TSE の経口感染のリスクは、高リスク組織を食品連鎖から除去することによって大幅に軽減される。

BSE 流行の拡大からの教訓

解説

1266 BSE の最初の症例が、1 つの出来事から大惨事となってしまった原因は、肉骨

粉 (MBM) を動物用飼料の成分として使用する方法を行った結果による、広範囲にわたる潜在的な再利用であった。

教訓

- 動物用飼料に配合される MBM を製造するために、動物の体の一部をレンダリング処理することによって、多くの動物に由来する物質を集積することとなり、1 頭の患畜から感染を広範囲に蔓延させる結果となる。
- TSE を不活性化するには、レンダリング処理工程を頼りにすることはできない。
- 動物性たんぱく質の再利用を同じ動物種において行う場合、それには TSE 感染を広げるより大きなリスクが伴う。
- 高リスク組織に由来する動物性たんぱく質の再利用を行う場合、それには TSE 感染を広げるより大きなリスクが伴う。
- 潜伏期間が長い TSE の場合、その発生が確認されるよりも前に再利用によって広範囲に感染が広がる可能性がある。

BSE の特定からの教訓

解説

1267 新たな TSE の発生を特定したことは、この疾病による影響に対処するための第一歩として非常に重要であった。動物の新たな疾病の発生を突き止める調査システムの重要性が示された。受動的サーベイランス・システムの有効性は、農場経営者や獣医師が家畜の疾病に対して家畜衛生局 (SVS) の注意を促すことを前提としていた。新たな疾病が特定された場合、同様の症例の報告を促進するためにその疾病の特徴に関する情報を早期に公表することが望ましかった。

1268 諮問文書 (「イングランドおよびウェールズにおける獣医調査 2000 年 4 月、総説」) を配布することによって現在行われている検討に我々は注目している。このような活動を続けることの重要性を我々は強く主張している。

教訓

- 動物の疾病調査の効果的なシステムは、動物の疾病を効果的に管理するための前提条件である。
- 効果的な受動的サーベイランス・システムは、農場経営者やその獣医師に、動物の疾病の事例に対して SVS の注意を促す動機や便宜があることが前提となる。
- 診断方法の研究は、動物の疾病調査システムと切り離せない一部とされるべきである。

- 獣医調査センターと疾病が発生した農場が近接していることは、死亡した家畜が病理学検査に送られるかどうかを決める重要な要因となる。
- BSE の特定によって、SVS による動物の疾病調査システムや、獣医診断センター（VIC）と中央獣医学研究所（CVL）との間にあった密接なつながりの重要性が示された。
- 人間の健康や家畜衛生に影響を及ぼす可能性のある新たな疾病と同様の症例の報告を促進するためには、その疾病に関する詳細が国と民間の獣医システムの中で広く普及されるべきであるということが重要である。

BSE の性質とその影響についての検討からの教訓

解説

1269 1986 年 12 月に中央獣医学研究所（CVL）が BSE を新たな疾病として特定したとき、2 つの重要な疑問に対する答えを得る必要があることがすぐに認識された。この疾病は、本当に TSE だったのか。それは人間の健康に影響を及ぼすものだったのか。農業・食糧研究協議会（AFRC）と医療審議会（MRC）との共同発議の結果として、世界的に有名な TSE の専門研究の中核である神経病理ユニット（NPU）が設置されていたことは最大の幸運であった。最初の重要な疑問の答えを得るために NPU の協力を求めるのが遅れたことについて我々は批判を行った。また、2 番目の疑問についての検討に DH が関与するのがより大幅に遅れたことについても批判を行った。

教訓

- 家畜衛生または公衆衛生が危険に曝される場合、それがどこであるにせよ科学的助言を得るのに最も適したところに直ちに助力を求めるべきである。
- 動物の疾病が人間の健康を脅かす可能性、および人畜共通伝染病に対応するために取るべき措置について検討を行う際、MAFF と DH の間の協力や獣医局長（CVO）と保健局長（CMO）の間の協力が維持されなければならない。公式な体制がそれを達成するのに最善の手段かどうかについて検討を行うべきである。
- 人畜共通伝染病である可能性のある疾病が存在する場合は、常に、公衆衛生研究所（PHLS）の専門知識や資源を利用するべきである。
- 新たな疾病や、疾病の新たな流行に対する科学的な面での対応を調整する主導的責任をはっきりと確立するべきである。
- 人間と動物のそれぞれの分野で活動している科学者が、人間と動物の健康に対して共通して応用される同一の科学的問題についての研究を一体化することに関して、検討を行うべきである。

BSE 症例の調査からの教訓

解説

1270 1987 年および 1988 年に報告された BSE 症例の原因についての調査は、ワイルスミス氏が行った。彼は、家畜衛生局 (SVS) の職員の中で唯一、医学的疫学における大学院過程終了の資格のある獣医であった。彼は、疫学の教育を受けた獣医が不足していることと獣医疫学の教育過程がないことについて我々に語った。ティレル博士は、海綿状脳症諮問委員会 (SEAC) の委員を務めることのできる優れた獣医疫学者を探し出すのは当初、不可能であったと我々に話した。

1271 その結果、本調査で対象として期間を通して、BSE の疫学的調査についての責任は、ワイルスミス氏が彼の部下の助けを得ながら担うこととなった。彼が調査に取組んだデータは、BSE の疫学に関心のあった他の人々にとって容易に入手できるものではなかった。

1272 ワイルスミス氏は、BSE の媒介物が MBM であることをすぐに正確に突き止めた。なぜ MBM に感染性があったのかについての彼の暫定的結論は、誤りであったことが判明した。その結論は、彼が入手することのできたデータに基づいて考えれば妥当なものであったが、より多くのデータが得られ、それについてシミュレーションを行うことができるようになったときに、彼の結論に対して疫学的な再検討を行っていれば有益であっただろう。

教訓

- 獣医師に疫学の教育を行う準備をするべきである。獣医学と公衆衛生医学の研修生のために疫学の大学院教育プログラムを共同で行うことを促進するべきである。
- 特に公共部門の疫学者が、結論を導き出す際の根拠となるデータを入手できるようにするべきである。

反芻動物飼料禁止令の導入からの教訓

解説

1273 反芻動物飼料禁止令が導入されたとき、MBM を含む豚や鶏の飼料の製造によって飼料工場内で起こる可能性のある交差汚染の程度について、懸念する必要性があることは認識されていなかった。これは、そのような汚染の量では感染を起こすのに十分ではないであろうと推測されていたことが理由であった。BSE に感染するには、大量の汚染された物質を摂取しなければならないと一般的に受け止められていた。この推測には

何の根拠もなく、このような推測が行われるべきではなかった。この問題について綿密な検討が行われていたならば、それには専門家の見解を求めることが伴ったであろうし、専門家は少量でも感染を起こすのに十分である可能性があることを助言していたであろう。

教訓

- 予防措置を導入する際には、予防措置を完璧なものするために、その運用のあらゆる側面について綿密な検討を行わなければならない。
- 予防措置の重要性を伝えるために、事業者団体やその他の団体に頼るのは必ずしも適切ではない。

屠殺と補償の制度の導入からの教訓

解説

1274 BSE の臨床的な症候を呈する牛を強制的に廃用処分するという決定を下すのが、あまりにも遅すぎた。その原因の 1 つは、最後の方の段階になって初めて DH が関与するようになったことにあった。潜在的な人畜共通伝染病に対応する際には、MAFF と DH が共同でこれに関していく必要があることについては、既に言及した。この決定が遅れたもう 1 つの原因は、強制屠殺の決定に作業部会の意見は不可欠のものではなかったにもかかわらず、BSE に対してどのように対応するかについて作業部会に調査を依頼したことだった。

教訓

- 人間の健康へのリスクに応じた政策決定を行う際は、DH は初めから政策の策定に関与するべきである。
- 外部の専門家委員会に問い合わせを行うことには遅れが伴う。緊急を要する状況では、可能な場合、それを避けるべきである。
- 不確実性は、対策を取る根拠となり得る。

サウスウッド報告書からの教訓

解説

1275 サウスウッド報告書の全般的な価値を引き下げるようなある特定の側面について、我々は第 4 章で注目した。専門家委員会の活用の全般に関連する教訓については、順を追って詳細に取り上げることとする。ここでは、特に、サウスウッド報告書から導

きだされる教訓について示す。

教訓

- 諮問委員会は、他の人々から提供された再検討されていない情報と、諮問委員会独自の結論とを明確に区別すべきである。
- 諮問委員会は、その助言の根拠となる理論について説明を行うべきである。
- リスク管理について何らかの原則を適用したのであれば、諮問委員会は助言を行う際、それが何かを明確にするべきである。
- 諮問委員会は、国民に警戒心を引き起こすことへの懸念から、委員会の行ったリスク評価の結果に手加減を加えるべきではない。

家畜 SBO 禁止令の導入からの教訓

解説

1276 家畜 SBO 禁止令は根本的な欠陥を抱えており、そのため実行不可能なものであった。禁止令は、協議を行わずに急いで作成されたものであった。また、作成の際に、実施可能な規則を導入する必要性と、どのようにして規則を実施可能なものとするかについて、行うべき綿密な検討が行われなかった。

教訓

- 予防措置を導入する場合、その予防措置を完全に効果のあるものにするために、その運用のあらゆる側面について綿密な検討を行わなければならない。
- 措置を導入する前にそれを行うことが出来ない場合には、導入後、可能な限り早くこれを行うべきである。

家畜 SBO 禁止令の実施と執行からの教訓

解説

1277 故意および偶発の両方による家畜 SBO 禁止令の無視が広範囲に広がっていたことは、一部には規則に欠陥があったことが原因であり、また一部には地方自治体の検査官に熱意が欠けていたことや、監視を行う際に獣医局（VFS）の側に厳格性が欠けていたことが原因であった。VFS に厳格性が欠けていたのは、彼らには法的な監視機能が与えられておらず、屠殺場への立ち入りの権利もなかったという事実による結果の一部であったと我々は考えている。

教訓

- 人間の健康または家畜衛生に対して影響のある規則を地方自治体が実施する責任がある場合には¹⁰⁷：

規則の重要性とその執行の方法について、地方自治体に対して明確な指導を行うべきである；
中央政府が遵守と執行の水準を監視できるようにするための法的な整備を行うべきである。

- 屠殺場における特定の手続きを前提とする措置については、それが実際の作業状況の情報に基づく理解を踏まえたものである必要がある。

脚注 107：この教訓は、人間への SBO 禁止令の執行からも同様に導き出されるものである。

人間への SBO 禁止令からの教訓

解説

1278 我々は、以下の事項によってこの予防措置の導入のメリットが低くなったことについて批判を行った：

- i サウスウッド報告書を適切に再検討しなかった結果、この禁止令を導入する価値があることが認識されるのが遅れた；
- ii この禁止令の理由についての国民に対する説明が、禁止令は公衆衛生における重要な措置ではないということを示唆するものであった；
- iii 肉の機械回収という方法については特に検討を要するという事を見極められなかった。

教訓

- 政府の各省は、諮問委員会から出された助言を理解し再検討できるように「省内で」十分な科学的な専門知識を確保していなければならない。
- 政府の各省は、諮問委員会から出された助言の理由が理解され、それが信頼できるものであると思われることを確認するために、その助言を再検討しなければならない。
- 予防措置を導入する場合、その予防措置を完全に効果のあるものにし、その適用の目的が関係する人々に理解されるようにするために、その運用のあらゆる側面につ

いて綿密な検討を行わなければならない。

- 政府の各省は、導入される予防措置の理由とその重要性について、国民と執行責任のある人々に対して明確に述べるべきである。

最後の数カ月からの教訓

解説

1279 おそらく BSE と関係のある新しい変異型 CJD が確認されたという SEAC の発表によって、政府は突然不意打ちを受けた状態となった。そのような事態となるべきではなかった。ウィル博士やその他の SEAC の委員は、1996 年 1 月 5 日の会議でこれが真実であるという懸念が高まっていることを表明しており、2 月 1 日の会議ではさらにはっきりとそれを表明していた。これらの会議に出席していた MAFF と DH の代表は、SEAC がそのような結論の方向に動くかもしれないということに対して、彼らの同僚に警戒を呼びかけることをしなかった。それでも、SEAC の会議の報告書を受け取った人々は、その可能性を認識していたはずであった。しかし、彼らは緊急事態対策についての検討を行わなかった。起こりつつあった大変な事態について、2 省間で話し合いが行われることはなかった。全員が、SEAC がどのような結論を出すかを静観していた。

教訓

- 事務局あるいはオブザーバーの資格で諮問委員会の会議に出席する政府の各省の代表は、政府の対応が必要となる可能性のある問題について、彼らの省が迅速に情報を得られるように配慮するべきである。
- 緊急事態対策の策定は、政府の極めて重要な部分である。諮問委員会の存在はこれに代わるものではない。諮問委員会は、その助言が役立つ場合に、緊急事態対策の策定への支援を要請されるべきである。

ウェールズ、スコットランド、北アイルランドについての教訓

解説

1280 家畜伝染病の急激な発生は広範な地域に脅威を与える可能性があり、効果的な対応が単なる行政区分によって妨げられることがあってはならない。BSE は英国全土にわたる問題であることが明らかになり、ここで学ぶべき教訓はこの問題に関連するものである。

1281 家畜衛生、または人間の健康と家畜衛生を脅かす英国の問題と共通の問題があ

る場合、共通の解決方法を探し、同じ法律措置を同時に行い、施行基準も同様であることが、通常、望ましい。

1282 BSE が発生したとき、一般に、領域は農漁食糧省及び保健省の指導に従うことに甘んじた。自治拡大の下では、同様の態度をあてにすることはできない。海綿状脳症諮問委員会の指導は、政策の形成において重要な要素であったが、海綿状脳症諮問委員会は農漁食糧省と保健省のみに報告を行った。我々は、これはその当時でも最も満足すべき対応とはいえ、現在においては確かに満足すべき対応ではないと考える。さらに、領域には英国の政策立案に有益であったかもしれない情報と専門知識が存在した。指導と情報が英国の家畜と人間の健康の責任を負うすべての人々によって共有されることが重要である。

教訓

- ・ 家畜衛生、または家畜衛生と人間の健康に共通な問題に対して、英国全土での同時の取り組みを促す準備が必要である。

- ・ 諮問委員会は、家畜衛生の問題、または家畜衛生と人間の健康の問題についての指導を計画し、英国全土で共通な問題は英国及び領域の両方の適切な省庁に報告されるべきである。

- ・ 家畜病、特に人間の健康へのリスクを含むものが心配され、次の点について明確に理解されていない：

- i. 一貫した、同時に行われる政策及び実施またはそのいずれかが必要な領域とそれを率先して進める人物を明らかにすること

- ii. 資源と情報の共有

- iii. 不要な遅延を最小限に留める協議と合同意思決定の組織

変異型クロイツフェルト・ヤコブ病の発生からの教訓

解説

1283 人間への BSE の感染はほとんどないと考えられていたが、実際には発生した。通常の潜伏期間は不明であるが、クールーの潜伏期間が参考になるとすれば、BSE の潜伏期間も長いようである。現在、この疾病の潜伏期間にある人々の人数を予想することは時期尚早である。

教訓

- ・ 人間の生活に影響が現れるリスクはほとんどないと思われるが、不確実であれば、あらゆる正当で実行可能な予防策を取るべきである。
- ・ 予防策は、リスクがごくわずかのように思われても、厳密に実施されるべきである。
- ・ 人間の間での変異型クロイツフェルト・ヤコブ病が伝達するすべての経路を明らかにし、感染を防ぐためにあらゆる正当で実行可能な対策を取らなければならない。
- ・ 変異型クロイツフェルト・ヤコブ病及びこれに類する病気の犠牲者が必要とするものには特徴がある。厚生サービスは、うまくこれらの要求に応えることができるように検討を行うべきである。慎重にケアプランを準備された患者は、そうではない患者よりも優れた管理を受けることができた。

食品以外の経路による人間への伝達の取り扱いからの教訓

解説

1284 あらゆる食品及び食品以外への牛由来原料の広範な使用は、BSE が人間に伝達する可能性のある多くの経路を作り出した。これは、人畜共通伝染病の可能性についても同様である。人間に対するこのリスクに対処するためには、そのようなすべての感染経路、リスクに対する適切な権限の利用、そして、これを実行するための明確な責任の割り当てが必要となる。

教訓

- ・ 人畜共通伝染病の可能性は感染を防ぐための手段の基本とされるべきもので、廃水処理を含む、人間に感染する可能性があるすべての経路を明らかにするための総合的な調査を行う。この調査には、すべての関連省庁を含め、必要に応じて外部の専門家の意見も聞くべきである。
- ・ 一貫した目的の総合的な取り扱い計画とスケジュールを立案し、はっきりと割り当てられた各経路を扱うための責任を率先して果たすべきである。
- ・ 異なった種類の製品に適用することができる法律は、同様のリスクや原材料を取り扱うための異なった権限や時には矛盾した権限を提供することができる。広く使用されているが、毒性を有する可能性のある原材料の供給を供給源で断ち切る権限が必要であることを考慮するべきである。

- ・ 職業的な健康のリスクは、これらの各経路に関連して検討されるべきであり、指導や警告が迅速に行われるべきである。

BSE と医薬品に対する取り組みからの教訓

解説

1285 潜伏期間の長い人畜共通伝染病が存在する可能性は、人間と獣医用医療製品の安全性を確認するために存在するシステムに特殊な問題を投げかける。薬事法による認可決定は不当な圧力から隔てられる必要があるが、十分に説明できるものである必要もある。

教訓

- ・ 報告された副作用を信頼しては、潜伏期間の長い疾病から発生する問題を直ちに明らかにすることはできない。副作用以外の事項のデータベースが検討されるべきである。
- ・ 認可機関、その諮問委員会、及び医薬品認可制度に参加しているその他の機関は、他者に有益な人畜共通伝染病に関連する情報及び専門知識を持っている。このような疾病に関して効果的な措置が取れるかどうかはこれの共有にかかっている。農漁食糧省、保健省及び医薬品委員会は、既存の協力体制にどのような改善が必要であるかを検討するべきである。
- ・ 医薬品についての指導、政策決定、重要な決定については、大臣、役人及び諮問委員会のどこに責任があるのかが実際にはいつも明らかであるわけではない。その決定が実行されるかどうかにかかわらず、大臣によって確実に重要な政策が決定されたり、承認されたりできるように、この責任の所在が明らかにされるべきである。
- ・ 医薬品の認可に関する機密保持の必要性の範囲について、検討が行われるべきである。
- ・ 医薬品諮問委員会は、価値判断がリスクの専門家からの評価として取り扱われないように、科学的評価と価値判断の内容について明らかにするべきである。
- ・ 外部圧力からの隔離を目的として医薬品の使途限定を決定することによって、説明義務を減らす可能性がある。意思決定には正当な理由付けが行われ、記録されるべきであり、適用される基準は広く利用できるようにするべきである。

- ・ これらの動物由来認可医薬品がその供給源と材料の収集について正しく報告されていることを確認する方法について検討を行うべきである。

BSE と化粧品への取り組みからの教訓

解説

1286 化粧品に関連しての、BSE によるリスクへの対応は、入手可能な化粧品、その組成、及び使用方法が不明であったために行うことができなかった。

教訓

- ・ 貿易産業省は、感染経路となる可能性のある製品についてのデータを保持する必要性を検討するべきである。

BSE 及び職業的リスクに対する取り組みからの教訓

解説

1287 BSE による職業的リスクに関連しての助言の作成と提供が非常に遅れた。

教訓

- ・ 保健安全部は、様々な職業に影響を与えるリスクに関しての助言の提供が調整され、迅速な方法で確実に実行される方法を検討するべきである。

汚染及び廃棄物管理に関連する教訓

解説

1288 BSE 病原体が排水処理の結果として人間及び動物に接触する可能性のある経路は、1996 年 3 月以前には十分に検討されていなかった。

教訓

- ・ BSE 病原体を含む可能性のある材料の処理から排出される廃棄物の処理は、人間または動物への感染のリスクを確実に含まないようにすることを検討するべきである。

研究に関連する教訓

解説

1289 我々は、BSE に対して非常に多くの研究プロジェクトが着手されていることを承知していた。また、後になって考えてみれば、研究を早く開始したり、熱意を持って行えば、さらに有益であったと思われる多くの領域が存在した。研究の調整組織が整備されていれば、これらの多くは避けることができたかもしれない。

教訓

- ・ BSE によって、大規模で広範囲の調査が必要となる動物及び人間の健康においての問題が発生した場合、政府の省庁がこれらの活動を調整することが望ましい。

- ・ 次の事項を行うために研究活動を調整することが望ましい。

- 研究における意見の相違の確認
- 研究の優先順序の決定
- 専門的な支援に最も適した支援元の確認
- 最初からの、適切な資金計画
- 研究プロジェクトについての競争
- プロジェクトの同僚による評価
- 研究者への臨床材料の提供のための効率的な準備

- ・ 研究の進行と新しい発展は、継続的に検討を公開しながら行われなければならない。

- ・ BSE はおそらく 1970 年代の牛の群に存在したという我々の結論は、最も早い感染は 1980 年頃であったと確信していた過去と現在のリスク評価について重要な意味を持つだろう。これは、仮定の設定とその検討を続けることの重要性を示している。

- ・ 子牛のバイオアッセイに比べてマウスのバイオアッセイの相対的な感度について、現在明らかになっていることは、マウスのバイオアッセイから導き出される結論について重要な意味を持っているかもしれない。これらは体系的に再検討を行う必要がある。

科学諮問委員会の利用

解説

1290 本報告書の第 4 巻では細部にわたってサウスウッド調査委員会の協力を得てお

り、第 11 巻ではティレル委員会及び海綿状脳症諮問委員会の協力を得ている。政府は我々が関連している期間の大部分において海綿状脳症諮問委員会の助言に大きく依存しており、第 11 巻においては、注釈を付けて、この委員会の利用から学ぶべき教訓について述べた。ここでは教訓を繰り返さないが、それらの委員会にあてはまる教訓を簡単に箇条書きにまとめる。

教訓

委員会の設立

- ・ 諮問委員会から要求される助言の範囲は、委員会が設立される前にできるだけ正確に明らかにされるべきである。
- ・ 名称は、委員会の役割をできるだけ正確に述べるべきである。
- ・ 委員会には、要求されると思われる助言の領域についての専門家を含むべきである。
- ・ 委員会への参加を求められた人々には、どの程度の参加が要求されるかについての現実的な予測を示すべきである。
- ・ 通常のメンバーは、専門委員会において重要な役割を果たすことができる¹⁰⁸。
- ・
- ・ 政府は、メンバーとして適当な候補者に助言を与えることのできる専門家またはその他の組織からの助言を求めるべきである。
- ・ 他のすべての点では最適であるメンバーを関心が対立する可能性があるといって排除するべきではないが、関心の対立は明らかにされて、理解されるべきである。
- ・ 活動項目のいずれかがメンバーの一部の関心について明らかな対立を含む場合には、これは明らかにされるべきである。
- ・ 委員会の作業量がかかり多い場合は、公務員ではないメンバーには報酬が支払われるようにすることが適当である。
- ・ 双方向の意見交換のチャンネルを提供するために、委任している省庁から事務局スタッフを選ぶことが望ましいことがしばしばある。
- ・ このような場合、常に、事務局スタッフは委員会の独立を尊重するように注意を払わなければならない。

政策に関連しての委員会の役割

- ・ 政策決定が急がれる場合には、諮問委員会からの未決定の助言を延期することが最善の方法であるかどうかを検討するべきである。
- ・ 委員会が政策決定に貢献する方法について最初から検討を行うべきである。
- ・ 委員会がどのような政策オプションを採用するべきかを助言するように求められた場合、政府は与えられた助言に従う以外にはほとんど取るべき方法がないことを認識するべきである。
- ・ 政策決定が委員会の専門知識以外の検討を含む場合は、通常、その委員会に採用する政策オプションの助言を求めることは適当ではない。
- ・ 委員会にそれぞれの関係と共に、政策オプションの範囲を設定するように求めることは適当だろう。
- ・ 助言が政策オプションとの関係で求められる場合、これは政府と委員会との間の対話で最もうまく達成することができるものである。
- ・ 助言が委員会の特定の専門家を対象とする政策決定の要素について要求される場合、質問はその結果が得られる精度で作成されるべきである。
- ・ 委員会が与える助言の実際的な関係に省庁が関心を持っている場合には、これらは委員会の前に公開されるべきである。
- ・ 委員会がリスク管理についての助言を行うように求められた場合、通常はリスクアセスメントの承認された原則を基に正式な組織を作成することが委員会に役立つだろう。

助言の形態

- ・ 助言は、通常書面で行うべきである。
- ・ 助言には、一般市民に理解できる用語を使用するべきである。
- ・ 助言は、結論の理由を明確に述べるべきである。
- ・ 助言の基となる推測は、明確にするべきである。

- ・ 助言は、不確実な領域の性質と範囲を明確にするべきである。
- ・ 適切な場合には、助言は異なった政策オプションとそれぞれの関係を述べるべきである。

助言の伝達

- ・ 委員会の助言は、その助言を完全に理解するために必要な文書と共に、その助言が関連する政策決定に責任を負う、政府内のすべての人物に回覧されるべきである。
- ・ 委員会の助言は、通常、委員会によって公に発表されるべきである。
- ・ 委員会の議事は、機密の必要性を守りながら、できるだけ公開するべきである。

助言の検討

- ・ 省庁は、諮問委員会の助言とその背後にある理由が確実に理解され、評価されるように「組織内の」十分な専門家を確保するべきである。
- ・ 委員会によって与えられた助言は、助言の理由が理解でき、確実に信頼できる人々によって検討されるものとする。
- ・ 委員会の助言の理由が明確ではない場合には、委員会からの説明が行われるものとする。

不確実な内容の取り扱いとリスクの伝達

解説

1291 個人が自分で伝えられた選択を行うことによって危険を受け入れる、または避けることができる環境で大衆を危険から保護することは政府の任務ではないという議論がある。危険がわかりやすく、個人が容易に避けることのできるものである場合、この議論は効力を持つ。しかしながら、大部分の人々は、政府は消費者が危険にさらされる範囲を減らすために重要な役割を持っていると信じている。例えば、人々は、政府は自分たちが食べる食品と服用する医薬品が正当に安全であることを確認するために正当に実行できることをすべて実行するべきであると信じている。

1292 政府は、BSE が人間の健康に与える危険の可能性から大衆を保護するためにこの

取り組みを採用した。我々はすでに BSE の出現に十分に対応するための方法の範囲について検討している。この点において、我々は特に満足できないことが明らかになった対応のある側面から学ぶべき教訓、つまり大衆へのリスクの伝達について心配している。リスクの伝達についていくつかの批判を行ったが、学ぶべき教訓は後から考えられるもので、採用された再確認の全体的な取り組みに関連するものである。我々は、個人がそのような取り組みを行うことを非難されるべきではないと考える。

1293 問題は簡単なものではない。大衆はリスク管理について政府の決定が行われる基準を理解しようとしている。政府はゼロリスクを達成しようとはしていないが、理性ある消費者に受け入れられるレベルにまでリスクを下げようとしている。個人消費者は、政府が正しい場所に境界線を引くことに満足したいと願っている。政府はどのようにすれば、この目的を達成して大衆を満足させることができるのだろうか。我々はこの問題についていく人かの参考人と討議を行った。

1294 BSE の話の中で、リスクの伝達への取り組みは、道理のわからない大衆の恐怖を引き起こす恐れがあると考えないようにするよって行うことができる。これは、政府に適用されただけでなく、諮問委員会にも、医薬品の安全性の責任を負う人々にも、保健局長にも、食肉および家畜委員会にも適用された。すべての参考人は、情報は大衆に知らせることを差し控えるべきではないが、その発表方法を管理することが必要であることに同意した。メルドラム氏は、情報の全体パッケージが確実に一緒にされて、「揺さぶる」ことのないプロセスに注意を払って、秩序正しい方法で情報を発表することが望ましいと述べた。

1295 農漁食糧省の食品安全性グループのメンバーであるブライアン・ディキンソンは、問題を次のように推定した：

「当時はその問題についての論議が盛んであったため、人々は強い風当たりを受けることを避けた。真っ向から反対して、完全に公平な反対の意見を唱えることはできない状況だった。誤解されることの方が危険で、我々は本当に言うべきことよりも元気づけるような発言を行いがちであった。」

1296 我々は、これはリスク・コミュニケーションの一般的な取り組みの正確な説明であると感じた。我々はこれが懐疑的な意見を増加させ、1996年3月20日には政府が大衆を欺く行動を目にした。

1297 我々と共にこの話題について議論を行い、科学諮問委員長であるロバート・メイ卿は次のような意見を表明した：

「みなさんは、内部で討議ができるように真実を手元に留めて、市場に簡単なメッセ

ージを引き出すことができるように意見の一致を願いたくなる気持ちがわかるでしょう。私の意見は、この誘惑には強く抵抗しなければならず、問題があっても、科学的な理解に至るまでの完全に混乱したプロセスは公開されなければならないというものです。」

1298 この意見は、消費者組織の代表から強力な支持を受けた。彼らは科学データベースが公開される必要性を強調した。消費者協会の理事であるシェイラ・マッケクニー氏は、信頼の文化を発展させる必要性を強調した。彼女は次のように述べた：

「人々が非理性的にその情報に反応するかもしれないという理由で人々に情報を与えないことは、単に子どもっぽいだけである。」

1299 彼女は、公開することによって組織は信頼を構築することができるかと指摘した。彼女は、食品安全管理局がこれを達成することを希望すると述べた。

1300 全員が政府は信頼性について問題があることに同意した。政府の大臣のいく人かは大衆の信頼を失ったと我々に述べたが、リスクについての公の発表に対して信頼性を与えるために独立した専門家を雇用する必要があると述べた。ボトムリー氏は、大衆が「政治的な含み」のない情報を受け取る必要性について語った。彼女は我々に、彼女は保健局長を国家によって信頼される独立した専門家にするためにできるすべてのことを行ったと述べた。

1301 この長い調査における経験によって、情報を公開する方針の政策が正しい取り組みであるという確固たる結論に達した。助言を求める大衆やメディアに答える場合に、政府はすべての返答を曖昧な状況に置きたいという誘惑に抵抗しなければならない。我々は、食品の恐怖やワクチンの恐怖は政府が情報を抑制しているために大きくなっていると信じている。疑いが公表され、公然と追求されれば、大衆は理性的に対応することができ、万一、発生した場合でも、安堵と助言を受け入れやすくなる。例によって、我々は海綿状脳症諮問委員会及び農漁食糧省が BSE が羊に感染するかどうかについて、調査が行われている事実を公表したことを述べた。我々はこれが子羊のボイコットにつながることは理解していない。

教訓

- ・ 信頼性を確立するためには、信頼を形成する必要がある。
- ・ 信頼は、公開からのみ築くことができる。
- ・ 公開するには、不確実さが存在する場合にはこれを認識する必要がある。

- ・ 予防策の重要性は、リスクが証明されていない時点では軽く扱うべきではない。
- ・ 大衆は公開される内容に理性的に反応することを信頼されるべきである。
- ・ リスクについての科学的な調査は公開され、わかりやすいものでなければならない。
- ・ 諮問委員会の助言と理由付けは公表されるべきである。
- ・ 保健局長に対する大衆の信頼は貴重なものであり、これを危険にさらしてはならない。
- ・ 保険局長または諮問委員会によって与えられる助言は、客観的で政府からは独立したものであるべきであり、またそのようにみなされるべきである。
- ・ 人畜共通伝染病またはその疑いがある場合には、これから人間の健康へのリスクに関連する公の発表を行う獣医局長の役割が明らかにされるべきである。
- ・ 1996年3月20日までの食肉家畜委員会の活動は、すべての制定法の目標を表しているとは思われない。食肉家畜委員会は、我々に今後の役割に関連する提案書を提出した。我々はこの報告書に照らし合わせて検討を行うことを推奨する。

法律制定の枠組み

解説

1302 政府のBSEに対する対応では、潜伏している、または他の動物または人間に感染する徴候を示している牛のBSE病原体のリスクの取り扱いについて異なった取り組みを採用した。

- ・ 臨床的な徴候を示している牛は、強制的に屠殺して、処分された。
- ・ 明らかに健康な牛からリスクの高い部位の組織を人間の食品へ混入することが禁止された。
- ・ 反芻動物の飼料に反芻動物由来たんぱく質を混入することが禁止された。
- ・ 明らかに健康な牛からリスクの高い部位の組織を動物飼料へ混入することが禁止された。

- ・ リスクの高い部位の組織の処理は、事実上、廃棄物としてしか処理できないように規制された。
- ・ 牛製品または英国で製造された医薬品の副産物の使用は、ガイドラインに従って段階的に廃止された。
- ・ 牛の脊柱からの肉骨粉（MRM）の製造が禁止された。

問題点

1303 既知の危険に対処するために制定された法律の権限によって、これらの対策を採用することになっていた。しかしながら、BSE は牛に対する重大な疾病の脅威であることが明らかにされた一方で、人間やその他の動物に危険であるかどうかは数年間にわたって不明のままで、もし、その危険があれば、それは非常に大きな危険を引き起こすものだった。政府の科学者と獣医顧問は、一般に BSE はおそらく人間、豚、鶏には危険を引き起こさないと信じていた。さらに、牛へのリスクが完全に明らかにされなくとも、BSE が摂取以外の何らかの方法で牛に感染するかどうかは不明であった。このように、BSE についての一連の出来事の異常な特徴は、政府は科学者たちがおそらく存在しない、または少なくともおそらく存在を確認することはできないと信じていた危険を取り扱う規制を押しつけたことだった。

1304 政府は、他の 2 つの大きな不確実な内容に直面しながら BSE についての措置を講じなければならなかった。第一は、生きている動物についての BSE の診断テストがなく、どの動物にこの疾病が潜伏しているかを知ることは不可能だった。屠殺の時点においての個々の動物については、これらの動物に BSE が潜伏していることは非常にまれであることを統計的に示すことができた。第二に、おそらく感染した動物のすべての部位が同種またはその他の種の他の動物に疾病を伝達させるために十分な感染力を備えているわけではなかった。

1305 この証拠は、提案されている予防策が導入しようとしている法律によって与えられる権限内のものであるかどうかについて、農漁食糧省の法務部の弁護士が関心を表明したいいくつかの機会において明らかにされた。我々は、危険の存在が不確実である状況で、法律が大臣に予防策を取る権限を明確に与えるものであることが望ましいと考えるが、これがあてはまらない場合もあると考えている。我々は、これは我々の任務には含まれないため、これらの領域における法律の詳しい分析は行おうとしなかった。我々はこれらがさらに検討されるように注意を促すものである。

動物の屠殺を命令する権限

1306 家畜衛生法の第 32 条(1)は、大臣が適切であると考えられる場合には、この条項が適用するいずれかの疾病に感染した、または感染したと疑われる、またはその疾病に感染する状態に置かれた動物の屠殺を命令する権限を大臣に与えている。

1307 マクレガー氏は、1988 年 8 月に屠殺及び補償計画を導入する際にこの権限を使用した。マクレガー氏がこの権限を使用した主な理由は、BSE が人間に感染する可能性はごくわずかであると考えられていることに対応するためであった。

1308 農漁食糧省の弁護士は、第 32 条(1)はこのような状況で使用することができるかどうかについての疑いを表明した。我々は、これらの疑いが解決されたのか、またはこれらの疑いは何を根拠としているのかについては知らない。我々は、特に次の事実に関して、第 32 条(1)に基づく大臣の権限の範囲には確かに疑わしい点があったと考える：

- i. 科学者は、BSE は人間に感染することはほとんどないと考えていた。
- ii. 当時、BSE は同法の第 29 条で人畜共通伝染病に指定されていなかった。

1309 BSE は垂直（親子間）にも、水平（同世代間）にも感染する可能性があるため、BSE の犠牲になった動物と同じ群の動物を屠殺したり、BSE の犠牲になった動物の子孫を屠殺したりする政策が検討された。BSE の感染方法が不明確であったために、我々は同法第 32 条(1)に基づいてこのような政策を導入する大臣の権限にはやはり疑わしい点があると思う。

1310 BSE の臨床的な徴候を示していない動物は、通常、「疾病に感染した」とはいわれない。さらに、第 32 条(1)の「感染した」という言葉は前臨床的感染を含んでいるとしても、これは統計的に個々の動物にはほとんど起こりそうもないことであるため、「BSE に感染している恐れがある」ということも難しいだろう。また、感染が可能であるかどうか不明確な環境で、「感染する状況に置かれた」と正確に述べることはできない。

動物の一部分の破棄を命令する権限

1311 動物衛生法 1981 の第 1 条は、「疾病の蔓延を防ぐ目的で ... 大臣が適すると考える命令」を行う権限を大臣に与え、第 8 条は「屠殺体、飼料、同腹子、畜糞、その他のもの」の除去を禁止し、規制するために適すると考える命令を行う権限を大臣に与えている。また、同法の第 35 条(1)は、これを適用する疾病が運ばれるまたは感染させられるように思われることによって、生きていのかどうかにかかわらず、何かの破棄、埋

葬、処分、あるいは処理のための必要条件を把握し、課することを命令する権限も大臣に与えている。

1312 第 35 条(1)に基づく権限は、BSE で死亡したと疑われる動物の屠殺体の差し押さえ、破棄、処分を行う権限を 1991 年に農漁食糧省に与えるために使用された。第 1 条と第 8 条に基づく権限は、BSE が人畜共通伝染病に指定された後で、BSE に感染した雌牛の牛乳の破棄を命令して、人間の健康を守るために使用された。

1313 動物衛生法のこれらの条項は、非常に広い範囲の条件においてのものである。人間の健康を守るための予防策として牛の特定臓器の破棄を命令するためにこれらを使用することができるのかどうか、食品やその他の消費者向け商品も対象とするのかどうかという問題が起こる。我々はそのような方針を採用した場合、次の理由で異議が申し立てられたかもしれないと考える：

- i. 個々の動物にこの疾病が潜伏していることは、統計にはほとんど考えられない。
- ii. 科学者たちは、この疾病が潜伏している動物からの組織が人間にリスクを与える可能性があるとは信じていない。

1314 我々はこのような異議の申し立てが継続されることが必要であると示唆しているわけではない。

特定の目的のための使用を禁止する権限

1315 BSE の臨床的徴候を示していると診断された牛のみの屠殺と補償政策及び BSE で死亡したと疑われる動物の屠殺体の差し押さえ及び破棄を行う権限を別にして、政府は BSE が潜伏しているまたは BSE に感染する環境に置かれた可能性のある動物、動物の一部、または動物に由来する、またはそのような動物に関連する材料の強制的な破棄及び除去を命令しなかった。代わりに、政府は感染している可能性のある材料を特定の目的に使用することを禁止するという代わりの取り組みを採用した。このように、反芻動物飼料禁止令は、反芻動物の飼料に反芻動物由来たんぱく質を使用することを禁止した。人間及び動物の SBO 禁止令は、人間及び動物が消費する食品に、特定の牛の組織の使用を禁止した。認可されていない用途について SBO 材料から肉骨粉を混入させることを禁止し、牛の脊柱由来の肉骨粉は人間の食品に使用することが禁止された。大臣は上記で説明した BSE について不明確な点があるにもかかわらず、特定の目的に疑わしい材料の使用を禁止する適切な権限を持っているのかという問題が発生する。

1316 様々な法律によって、大臣は動物由来材料を含む可能性のある製品の製造、販

売、供給に関して、条件を課することによって動物の疾病の潜在的な感染ルートを防ぐするための措置を取るために次のような権限を持った：

- ・ 動物衛生法、1984年食糧法及びこの内容を継承するもの、1990年食品安全法は、一定の状況において動物及び人間が消費する食品に動物及び動物の組織が含まれることを禁止する権限をこれに関連する大臣に与えた。
- ・ 1987年消費者保護法は、品物が安全であることを確認し、一般に安全ではない商品は人手に渡らないようにするための規定を作成する権限を貿易産業省長官に与えた。
- ・ 1990年環境保護令は、有害物質が環境中に放出されることを規制する権限を与えた。
- ・ 1968年薬事法は、製造方法または人間及び獣医用医薬品のための製品認可条件としての製品原料について、条件を課する権限を認可機関に与えた。

1317 これらの法律によって認められた権限の場合、リスクの存在が単に不確実であるだけでなく、ほとんどないと思われる環境での予防策についての措置に権限が与えられるかどうかに関して、問題が発生しやすかった。このように、1989年6月に人間のSBO禁止令の導入が提案されたとき、農漁食糧省の弁護士は、禁止されるくず肉は実際には人間の消費には「適さない」ことを証明することはできず、使用するためには条項の合理性を正当化する必要があるという助言を行政官に与えた¹⁰⁹。行政官は、ほとんど立証することのできない、そして、実際、起こりそうもないと考えられるリスクから人間を守るために、食糧法に基づいて禁止令を導入することに対して異議が申し立てられる可能性があることを認識した。

医薬品に関連する法的制限

1318 1984年食糧法と1990年食品安全法は、指定された物質または指定されたクラスの物質の販売または使用、またはこれらを人間が消費するための販売を目的とする食品として販売または使用することを禁止する権限を含んでいる。人間のSBO禁止令の条項が検討されたときに農漁食糧省の弁護士が指摘したように、この権限は医薬品または医薬品の製造にこれらの物質を使用することを禁止する権限はなかった。この医薬品の安全性を規制するための法律計画は、非常に特別なものだった。

1319 薬事法によって制定された認可体制に基づく製品認可の許可または更新において、認可機関はBSEに感染した牛からの材料及び牛からのSBOが製品の製造に使用されるべきではないという条件を付けることができた。しかしながら、これらの認可機関はこれをすべての人及び獣医用医療製品を対象とする一般条件にすることができたとは思われない。これらの機関は、商品の認可または商品認可の更新の申請が行われたとき

に、そのような物質を含む可能性のある商品の各認可にそのような条件を含めて、個別に措置を取ることができたに過ぎない。

1320 既存の認可については、認可を延期、取り消し、または変更する法律の権限は、許可所持者がその許可の取り消しまたは変更の意図を通知し、関連する第4セクション委員会に出席するか、または提案された取り消しまたは変更についての書面を提出することを条件とする。認可機関は、安全の観点から直ちに効力を持って個々の認可を延期する権限を持っているが、そのような延期はその認可が変更されるか、または取り消されるかについての検討が未決定のままで3カ月を超えることはできず、認可所持者は関連する委員会に出席して、この件についての意見陳述を行う権利が与えられる¹¹⁰。

1321 BSEに対応して、認可機関が、英国の牛由来材料は医療製品の製造に使用されていないことを確認する法律的な権限を行使することを希望する場合には、各関連製品認可を取り消すか変更しなければならない（おそらく、最高3カ月の延期の後で）と思われる。これを実施するにあたって、現在の認可所持者または申請者に提案された取り消しまたは変更に対して抗弁するために、関連する第4セクション委員会に出席する機会を与えなければならない。これは行政にとって非常に面倒なことになるだろう。これらの状況において、正式の法律権限を使用しようとするよりもガイドラインを示す決定が取られることは驚くべきことではない。

1322 認可機関が、人間及び獣医用医薬品の製造において安全ではないと考えられる物質の使用を一般に禁止するために、薬事法に基づいて法律制定の権限を持つのであれば、我々は、これは価値のあることだと考える。しかしながら、我々は、これは現在、欧州の法律が適用されている規制制度とは矛盾することを認めている。

化粧品に関する法律的制限

1323 化粧品は、規制制度に欧州法が適用されているもう1つの領域である。1989年化粧品（安全性）規制は、1976年EC化粧品指令を実施している。英国政府が独自に規制を行える余地はほとんどなく、欧州規制を変更することは大変時間のかかる作業となる。

1324 これらの状況において、我々は実際には化粧品業界の規制は非公式に自発的に運営され、行われた指導に基づいて、業界によって実施されていることを知らされた。これは、BSEに関連して採用されたものであった。我々には、この規制制度がBSEの出現のような状況に満足できるものであるとは思われない。

欧州法の一般的な制限

1325 肉骨粉の製造者は、1995年牛特定臓器禁止令（改定）について法律的な検討を求め、この中で行われた議論の1つは、疾病の急激な発生に対して決定的な対策がEUレベルで欧州委員会によって採用されれば、個々の加盟国はこの疾病のリスクに対処するための一方的な対策を採用する権利はもはや認められないというものだった。

1326 最高裁判所はこの法令の法律的な検討を行うことを認め、これによって、少なくともこの問題は合理的に討議を行うことが可能であると考えられることを示した。しかしながら、法律的な検討は1996年3月20日以降に放棄され、この議論はこのときは調査されなかった。一般に人畜共通伝染病に対処するために政府が行う措置に反対する人々にとってはこれは未決定のままであり、特にBSEについては、これらの措置は指令89/662/EC及び90/425/EECに基づいて行われたEUの措置を超えるものである。

1327 この議論が正しければ、この結果は厄介なものである。まず、1995年牛の特定臓器禁止令（改定）の合法性が問題となる。政府は、農漁食糧省の助言で肉骨粉の製造において牛の脊柱の使用を禁止するために迅速に行動することを決定した。我々は、この措置は人間の健康の観点から明らかに望ましいものであったと信じる。しかしながら、この重要な措置は欧州法、少なくともEU委員会によって1997年7月に決定97/534によって採用されるまで、異議を申し立てられる可能性があった。

1328 また、この議論はその他の人畜共通伝染病やこの疑いの今後の取り扱いと密接な関係を持っている。我々が主張した指令が適用される問題において、政府は特定の疾病の発生に関連してリスクの再評価を行う場合に一方的な措置を取ることができないかもしれないことを示唆している。

1329 我々は、現在、欧州裁判所で同様の指摘があることを理解している。我々は、この問題が裁判所の決定が明らかになった時点で農漁食糧省によって再検討されることを期待する。決定に照らし合わせて、もし、人間または動物の健康の保護のための措置が直ちに異議を申し立てられる危険が残っている場合には、この危険を最小限に留めるための手段を取ることが検討する必要があるだろう。

教訓

・ いくつかのルートを経由して動物または人間への感染の可能性があり、動物の疾病が明らかになった場合、その動物を屠殺し、感染を広げる恐れのある動物の組織またはその他のものの破棄の命令することを大臣に認める英国及び欧州の法律の権限は、単に次の可能性に反対して、合理的な可能性として立証されることができないからといって制限されるべきではない：

- i. その疾病が伝達性であること。
- ii. 特定の動物が問題となっている疾病に感染する可能性があること。

iii. 動物の特定の器官または組織が感染を広げる可能性があること。

・ 同様に、大臣が人間または動物の健康を保護する特別の目的のために物質の使用を禁止する代替的な取り組みを採用できるようにする英国及び欧州法に基づく権限は、単なる可能性に反対して、上述の事項の1つまたはいくつかが合理的な可能性として立証されないというだけで制限されるべきではない。

・ 現在の医薬品及び化粧品保護法は、人間または動物の健康にリスクを与える可能性のある物質またはプロセスの使用を禁止するために迅速にまた総合的に行動するための権限を政府に与える観点から再検討されるべきである。

・ 政府は、欧州委員会が以前に措置を行った疾病の急激な発生に関連して、大衆及び動物の健康の保護のための緊急措置を導入するために、欧州法に基づく権限を再検討し、これを明らかにするべきである。

クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)患者及びその家族の経験

解説

1330 クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)の若年患者15名の家族が、その経験を報告に訪れた。それ以外にも多くの人々が我々に陳述を提供した。第8巻にその疾患の臨床的対応について記したが、各々の患者を襲った悲劇の恐怖の核心を十分に伝えるものではなかった。特に、人生の開花期を楽しんでいる人々を襲う場合の多い、この種の破壊的な神経疾患に、若い人々が打ちのめされるのを見るのは、恐ろしいことである。

1331 悪夢の始まりは、性格の説明不可能な変化である。幸福で外向的、自信に満ちた青年が、気分動揺、抑圧、短期的記憶喪失などの症状を呈する。心配した両親が、担当の開業医に相談するが、医師は臨床的徴候を見出すことが出来ず、抗鬱剤を処方する。症状は悪化し、この後には精神分析医に照会することになる。

1332 精神分析医は器官的疾患の徴候がないことから、患者を精神病と判断し、時には環境、治療とも適当とはいえない精神病院に入院させる場合もある。改善は全くみられない。患者や家族にとってこれは突然やってくる苦悩であるが、状況はさらに悪化する。ピンや針による手足の疼痛、不安定な歩行、筋肉の共同作用がうまくいかなくなるなどの神経症症状が併発する。神経学医の診断を受けることになる。この症状は神経学的なものではないと診断される。変異型CJDの症状にも同様の徴候を示す状況がみられる。

1333 種々の検査が実施され、そのうちには侵襲的で不快感を伴うものが含まれる。変異型 CJD が疑われる場合もあれば、そうでない場合もある。症状はさらに悪化し、言語障害、知能障害、不随意運動、失禁などを呈し、運動不能に陥り患者は寝たきりになる。回復の見込みのないことが明らかになる。

1334 家族のうちには彼らの愛する存在を自宅で介護し、最期を看取りたいと望む者もある。適切な病院やホスピスを求める場合もある。どちらにしても、その悩みは、患者にその最期の日々を行き届いた、安全で心地よい環境で過ごさせたいという点にある。

1335 変異型 CJD 患者とその家族が特別に必要とするものがある。青年期の退行的神経疾患はまれである。保健サービスはそうした場合に対する特別な備えがされていない。終末的疾患を患う高齢者のための病院施設には、青年患者を受け入れる場所はほとんどない。終末までの日数を予測できる患者を介護するホスピスは、最期がいつ訪れるかわからない患者を受け入れたがらない。

1336 我々が得た事例では、変異型 CJD 患者の管理及び介護並びに、その家族のサポートに関する基準は広範囲に渡っている。

教訓

1337 必要とされることは：

- 可能な限り迅速な変異型 CJD の診断
- 疾患の成り行き及び患者に必要な事柄について家族に知らせ、共感的な助言をすること。
- 患者の自宅介護を望む者に対する迅速な補助。障害者介護の援助、自宅の改造、財政的補助及び休息の配慮などの必要性が時に含まれる。
- 患者及びその家族の必要に対する調整された介護サービス。
- さらに依頼があれば、能力が衰え終末的症状に到った青年に適する施設環境。

1338 当疾患勃発の初期に上記必要事項がほとんど満たされていなかったことは、驚くことでも個人的に批判される類のことでもない。我々は現在、反省として振り返ることができる。教訓は明らかである。すなわち、変異型 CJD 患者は、地方公共団体の保健サービス及び社会福祉サービス部門に対し従来とは異なる方法を求めている。